序章 はじめに

序章 はじめに

序-1 策定の目的および計画の基本事項

1.「都市計画マスタープラン」策定の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定による、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の意見を反映しながら、芦屋町の都市づくりに関する基本的な方針を示すことを目的としています。

具体的には、都市づくりの現状や芦屋町総合振興計画などを踏まえ、20 年後の「目指すべき都市の将来像」を定めるとともに、土地利用や都市施設など(道路、公園、上下水道など)の整備方針を示しており、今後の都市づくりの道筋となるものです。

役 割

- ①住民との合意形成を図りながら、実現すべき都市の将来像や都市づくりの方針を明らかにする
- ②都市計画道路、用途地域、都市計画区域などの見直しなど都市計画の決定・変更の指針となる
- ③土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境などの都市計画相互の調整を図る

2. 「都市計画マスタープラン」の位置づけ

都市計画マスタープランは、芦屋町の最上位計画である「芦屋町総合振興計画」との整合を図るとともに、「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」などに即したものである必要があります。

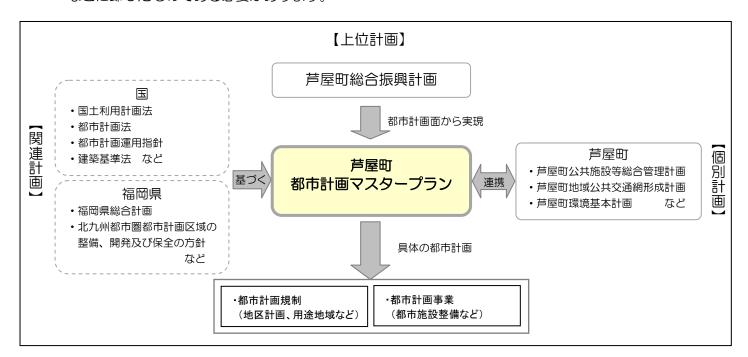


図 都市計画マスタープランの位置づけ

3.「都市計画マスタープラン」の見直しの背景

芦屋町の都市計画マスタープランは、平成 12 年(2000 年)3月に策定し、これに基づき都市づくりを進めてきました。しかし、平成 30 年(2018 年)現在で計画策定から 18 年が経過し、町内の都市計画や社会環境などの変化に対応するため、現状との整合を図るとともに、将来の土地利用における都市づくりの基本方針を示すために見直しを図ることとしました。

見直しの背景

① 社会情勢が著しく変化している

- 人口減少と少子高齢社会の進展への対応
- ・厳しい財政状況の中での効果的な都市づくり
- ・地球環境規模での環境問題に対する意識の高まり
- ・安全安心に対する意識の高まり など

② 都市計画マスタープランに関わる各種計画の改定にあわせた見直しが必要である

- •第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画(平成28年(2016年)3月)
- ・北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成29年(2017年)1月)など
- ③ 新たな課題への対応や人口減少を抑制する移住・定住の推進が必要である
 - ・周辺地域の環境に配慮した適正な土地利用
 - ・空家・空地の有効活用、既存施設の再編や居住環境の整備および改善
 - ・現状を踏まえた都市計画の見直し(都市計画道路、用途地域) など

4. 計画の構成

都市計画マスタープランは、「都市の現況と課題」、都市づくりの指針となる「全体構想」、「都市づくりの実現に向けて」により構成します。

【都市計画マスタープランの構成】

都市の現況と課題

- ○都市の現況
- ○都市づくりの主要課題



全体構想

- ○基本構想
 - (基本理念、都市づくりの目標、都市構造)
- ○都市づくりの方針
 - (土地利用、公園緑地、環境形成、都市防災・防犯、 交通、景観)



都市づくりの実現に向けて

- ○協働による都市づくりの推進
- 〇効果的・効率的な都市づくりの推進
- ○適切な進行管理と都市計画マスタープランの見直し

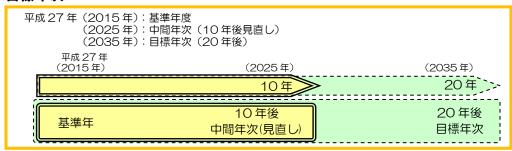
5. 計画の目標年次・人口

(1)計画の目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な都市づくりの基本方針を示すものであり、「第5次芦屋町総合振興計画 後期基本計画」(平成28年(2016年)3月)との整合を図るとともに、「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成29年(2017年)1月)を踏まえて設定します。また、将来人口の基本となる「芦屋町人口ビジョン」における基準年次や国勢調査の調査年次を踏まえ、都市計画マスタープランの基準年次を平成27年(2015年)とし、**目標年次を20年後の2035年**とします。

ただし、都市づくりには、長期的な視点で継続的に進める必要があることから、本計画では、目標年次を超える中長期的な方針も含んだ内容とします。

<目標年次>



(2)目標人口

芦屋町の人口は、平成 27 年(2015年) 10 月 1 日現在の国勢調査によると 14,208 人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所準拠の人口推計では、2060 年には 7,479 人まで減少することが見込まれています。

しかし、「芦屋町人口ビジョン」では、「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める施策 などを積極的に展開することにより、人口の将来展望を 2060 年に 10,216 人と設定し、この推計による 2035 年の人口を、11,948 人としています。

このため、都市計画マスタープランにおける目標人口についても 11,948 人と設定します。

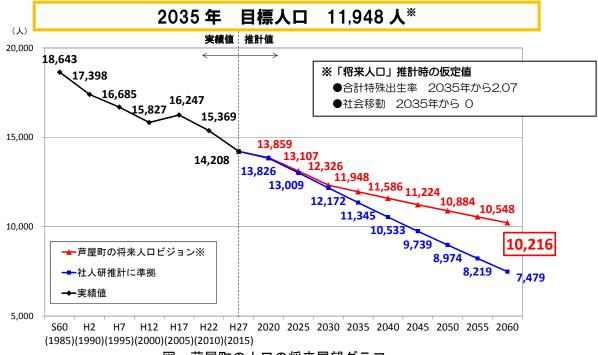


図 芦屋町の人口の将来展望グラフ

※芦屋町人口ビジョンでは平成27年(2015年)以降の数値が推計値となっているが、平成27年(2015年)国勢調査が公表されたため、上記グラフでは平成27年(2015年)を実績値に置き換えている。

6. 上位計画および主な関連計画

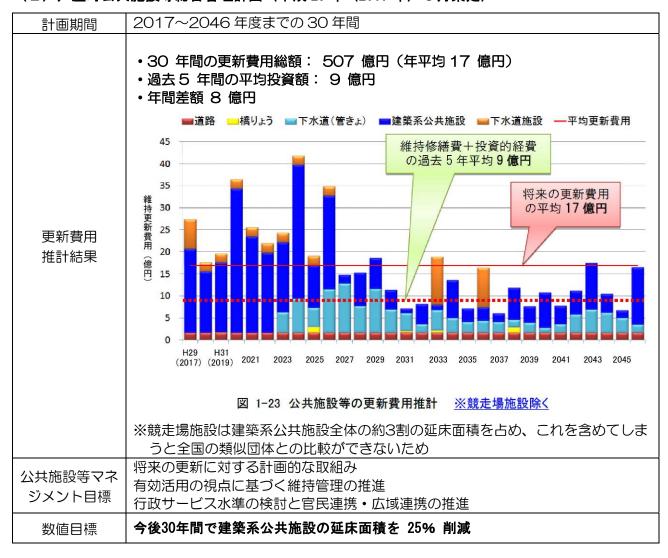
(1)第5次芦屋町総合振興計画(平成23年(2011年)4月策定) 後期基本計画(平成28年(2016年)3月策定)

計画年度	第5次芦屋町総合振興計画:2011~2020年度第5次芦屋町総合振興計画後期基本計画:2016~2020年度
芦屋町の将来像	魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや
施策の大綱	1 住民とともに進めるまちづくり 2 安全で安心して暮らせるまち 3 子どもがのびのびと育つまち 4 いきいきと暮らせる笑顔のまち 5 活力ある産業を育むまち 6 環境にやさしく、快適なまち 7 心豊かな人が育つまち

基本計画の体系 (後期基本計画)



(2) 芦屋町公共施設等総合管理計画 (平成29年(2017年)3月策定)



(3)福岡県総合計画(平成29年(2017年)3月策定)

	「県民幸福度日本一」の福岡県
目標	 「県民幸福度日本一」の基本である、県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させ、昨日より今日、今日より明日は良くなると将来に夢や希望が持てる社会を構築していきます。 厳しい試練に直面する日本にあって、「元気を西から」の考えのもと、本県の持てる力と強みを最大限に発揮し、これからの復興と国力の維持・発展の一翼を担うとの気概を持ち、幸福を実感でき元気な福岡県を県民の皆様とともにつくっていきます。
計画期間	• 2017~2021 年度
取組方針	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出 2 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること 3 高齢者や障がい者が安心してはつらつと生活できること 4 女性がいきいきと働き活躍できること 5 安心して子育てができること 6 子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること 7 誰もが元気で健康に暮らせること 8 心のぬくもりと絆を実感できる社会であること 9 環境と調和し、快適に暮らせること 10 豊かな文化を楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること
施策についての視点	「10の事項」を基本として、時代の潮流や福岡県の強みを踏まえて、次の3つの 視点から、具体的な施策を展開します。 ・アジアの活力を取り込み、アジアとともに発展する。 ・それぞれの地域が特色を活かし、地域の経済を活性化させ元気になる。 ・生活者の視点を大事にし、一人ひとりの幸福実感を向上させる。

(4)「北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成 29 年 (2017 年) 1月策定)

(北九州広域都市計画区域、遠賀広域都市計画区域、京築広域都市計画区域) ※芦屋町は遠賀広域都市計画区域

都市づくりの基本理念	1)持続可能な、快適で魅力ある都市生活を支える集約型の都市づくり2)産業の多様化、交流の活発化による、にぎわいと活力のあるまちをつくる3)自然の保護や都市ストックの活用により、環境にやさしいまちづくりを進める4)住民が主体の参加と協働によるまちづくりを進める5)自立し、共生し、連携しあう都市をつくる
都市づくりの	「北九州市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、
目標	国際的な技術集積都市圏をめざす北九州都市圏」
目標年次	2030年(おおむね 20年後) (但し、区域区分は 10 年後、都市施設及び市街地開発事業については、おおむね 10年以内を想定)
範囲	北九州広域都市計画区域:北九州市の一部、中間市、苅田町の一部 遠賀広域都市計画区域:岡垣町、遠賀町、水巻町、芦屋町 京築広域都市計画区域:行橋市、豊前市の一部、吉富町、みやこ町の一部、築上町の 一部
区域区分 の有無	本圏域の各都市計画区域の区域区分は、北九州広域都市計画区域に区域区分を定めます。その他の2都市計画区域(遠賀広域都市計画区域、京築広域都市計画区域)は、区域区分を定めないこととします。 ◆遠賀広域都市計画区域 本区域は、これまで区域区分制度の適用がなされていない区域である。 都市計画区域内人口は一体の都市として一定規模の潜在能力を持つ目安である 10万人を下回っており、都市規模から判断される区域区分の必要性は低い。また、一部地域で DID 区域※の指定がなされており、産業などの動向は若干の増加傾向を示しているが、地理的条件により無秩序な市街化が拡大する可能性は低いと判断する。 ※DID 区域(人口集中地区)とは、人口密度が高い地区のことで、人口密度 4 千人/kri以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、あわせて人口5 千人以上を有する地区のこと。



図 将来像図

第1章 都市の現況と課題

第1章 都市の現況と課題

1-1 都市の現況

1. 概 況

福岡県の北部に位置する芦屋町は、東を北九州市に隣接し、響灘を望む遠賀川の河口に広がる町です。町域は東西 4.4km、南北 5.3km、行政面積 11.60 kmとなっていますが、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の 3 分の 1 を占めています。また、道路網については、町の中央を国道 495 号が東西に走っています。

芦屋町は豊かな自然に恵まれ、特に玄海国定公園を望む海岸線は美しく、遠賀川をはさんだ東側には千畳敷や奇岩の連なる海岸線、西側は白い砂浜の広がる海岸線と変化に富んでいます。このため、北九州市を中心とした都市圏の海洋レジャータウンとして、多くの観光客が訪れています。

また、古くから茶の湯釜の名品として知られる芦屋釜は国指定重要文化財に指定されており、そのほか数多くの歴史・文化資源を有しています。

生活環境では、公共下水道の普及率は99.9%と快適な居住環境にあり、北九州市はもちろんのこと福岡市の通勤圏となっています。

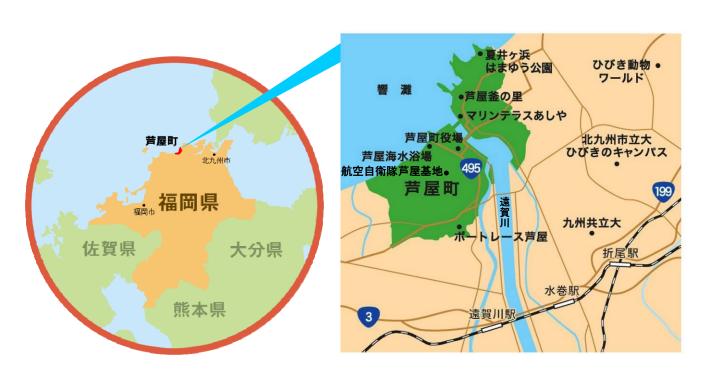
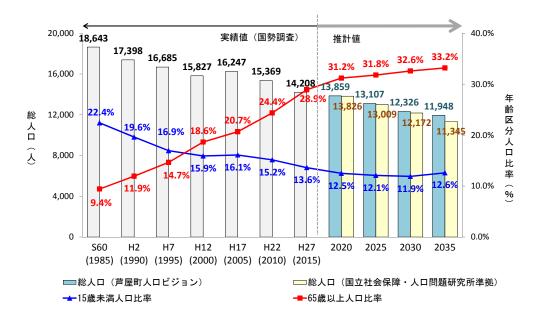


図 芦屋町の位置

2. 人口の動向

(1)人口の推移

- ・平成27年(2015年)10月1日現在の国勢調査による人口は、14,208人となっていますが、2035年には、芦屋町人口ビジョンでは11,948人、国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計では11,345人まで減少することが見込まれています。
- ・65歳以上の高齢化率は、平成27年(2015年)現在28.9%となっており、福岡県(25.9%) より高く、増加傾向で、2035年には33.2%(約3人に1人)となる見通しです。
- 15 歳未満の年少人口率は、平成 27 年(2015年)現在 13.6%と、福岡県(13.4%)に比べ わずかに高くなっていますが、2035年には 12.6%まで下がる見通しです。



※2020年以降の15歳未満人口比率、65歳以上人口比率は芦屋町人口ビジョンによる推計値 資料:国勢調査(実績値)、芦屋町人口ビジョン(芦屋町人口ビジョン推計総人口、国立社会保障・人口問題研究所準拠推計総人口)

(%) 30.0 ▲28.9% △ 25.9% 25.0 22.4% 20.0 21.8% 15.0 13.6% 10.6% 13.4% 10.0 9.4% 5.0 \$60 H2 **H7** H12 H17 H22 H27 (1995)(1985)(1990)(2000)(2005)(2010)(2015)→ 芦屋町:15歳未満人口比率 → 福岡県:15歳未満人口比率 → 芦屋町:65歳以上人口比率 -△-福岡県:65歳以上人口比率

図 総人口・年齢階層別構成比の推移

図 少子・高齢化率の県との比較

資料:国勢調査

(2) 用途地域の人口推移

- ・平成22年(2010年)から27年(2015年)までの5年間で、都市計画区域人口(=行政人口)のうち用途地域内人口は減少しています。
- ・一方で、用途地域外の人口は、若干ですが増加していることから、宅地化が一部で進行していることが考えられます。
- 平成 27 年現在の都市計画区域人口(=行政人口)に対する用途地域の人口比率は87.1%となっていることから、約9割が用途地域内に住んでいる状況です。また、DID 区域*内の人口比率は、58.1%となっています。

表 区域別人口の推移

		H22(2010)人口		H27(20	15)人口	H22~27の増減 (2010~2015)			
		人	割合	人	割合	人	率		
行	政区域	15,369	100.0%	14,208	100.0%	Δ 1,161	△8.2%		
都	市計画区域	15,369	100.0%	14,208	100.0%	Δ 1,161	△8.2%		
	用途地域内	13,580	88.4%	12,381	87.1%	△ 1,199	△9.7%		
	用途地域外	1,789	11.6%	1,827	12.9%	38	2.1%		
DI	D区域	9,459	61.5%	8,260	58.1%	△ 1,199	△14.5%		

資料:国勢調査

※DID 区域(人口集中地区)とは、人口密度が高い地区のことで、人口密度4千人/km以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、あわせて人口5千人以上を有する地区のこと。

(3)地区別人口増減

- ・平成 17年(2005年)から27年(2015年)の10年間の人口増減については、町全体で2,039人減少(△12.6%)しています。
- ・花美坂、はまゆう、正津ヶ浜では増加していますが、それ以外の地区が減少傾向にあり、特に緑ケ丘△694人、高浜町△296人、江川台△210人と大きく減少しています。
- 全体として、遠賀川を挟み西側の芦屋部において人口減少が大きくなっています。

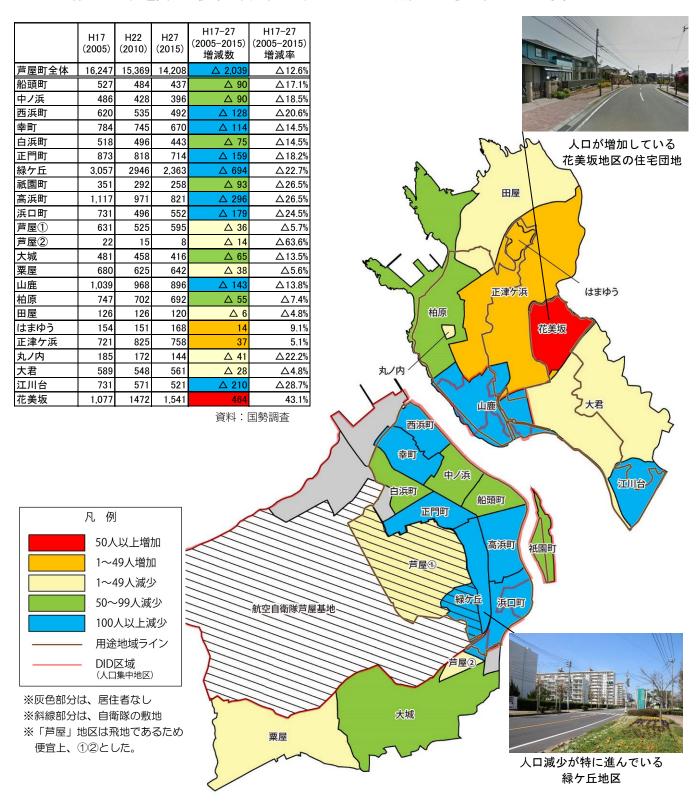


図 地区別人口増減 (平成 17 年 (2005 年) ⇒平成 27 年 (2015 年))

【地区別の将来人口(人口増減)】

- ・今後 10 年間の地区別人口推計として平成 27 年(2015年)から平成 37年(2025年)の 人口増減数をみると、花美坂地区以外は、すべての地区で減少傾向となっています。
- 平成27年(2015年)から2035年における 今後20年間の人口推計では、すべての地区で 減少となり、半数以上の地区が、100人以上減 少することが見込まれます。

※地区別の将来人口は、平成22年(2010年)国勢調査人口を基準とし、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口で使用されている仮定値「純移動率」「子ども女性比」「O-4 歳性比率」を用いたコーホート要因法により推計しています。

正門町

芦屋

大城

航空自衛隊芦屋基地

粟屋

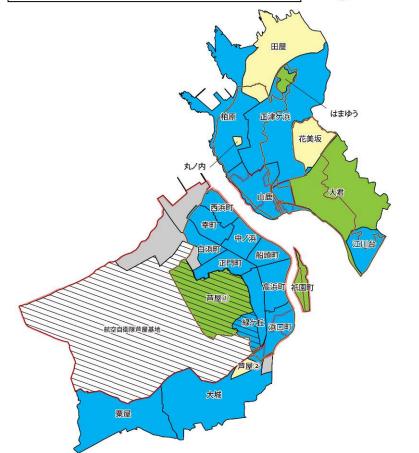
船頭町

緑ケ丘 浜口町

高浜町

H27 (2015年) ⇒2025年人□増減

H27 (2015年) ⇒2035年人□増減



凡 例
50人以上増加
1~49人増加
1~49人減少
50~99人減少
50~99人減少
100人以上減少
用途地域ライン
DID区域
(人口集中地区)

※灰色部分は統計上、居住者なし ※斜線部分は、自衛隊の敷地 ※「芦屋」地区は飛地であるため

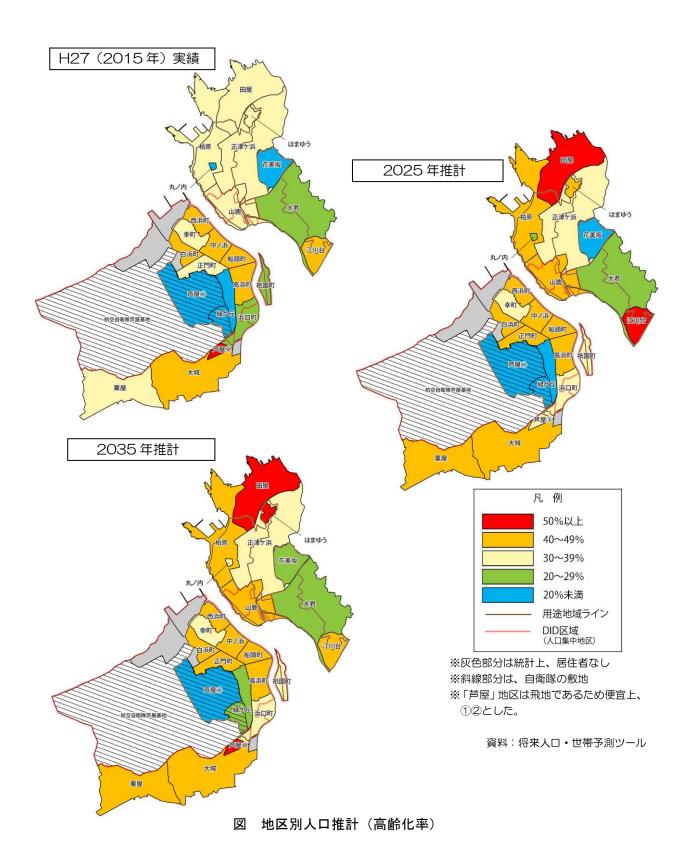
ペー戸屋」地区は飛地であるだ 便宜上、①②とした。

資料: 将来人口・世帯予測ツール

図 地区別人口推計(平成27年(2015年)⇒2025年、2035年)

【地区別の将来人口(高齢化率)】

・平成27年(2015年)の高齢化率(65歳以上の高齢者の割合)の実績では、芦屋部の高齢化が特に進行しているといえますが、2025年以降の推計では山鹿部でも高齢化が急激に進行し、2035年には町全体の半数以上の地区で高齢化率が40%以上となることが見込まれます。



(4) 流入・流出人口(通勤・通学)

- 平成 27 年(2015 年)現在、芦屋町全体では、流入 2,380 人、流出 4,018 人となっていま
- ・流入元の第1位は、隣接する北九州市 1,116 人であり、次いで岡垣町 290 人となっています。 また、流出先の第1位も隣接する北九州市2,511人となっており、次いで遠賀町279人とな っています。
- 町内に常住する就業・就学者数は、7,177人であり、このうち2,958人(41.2%)が町内に、 4,018人(56.0%)が町外・県外に通勤・通学しています。

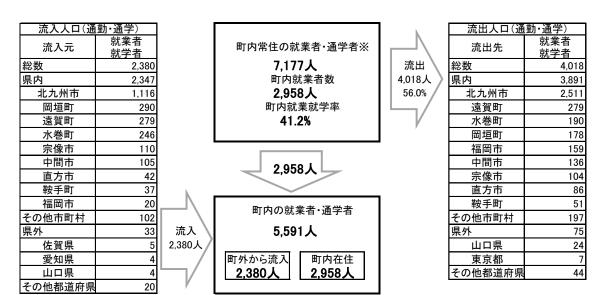
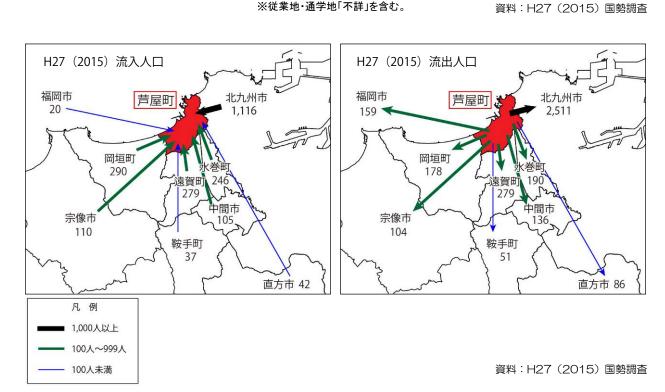


表 流入・流出状況(通勤・通学)



※従業地・通学地「不詳」を含む。

通勤・通学の流入・流出状況(左:流入、右:流出)

3. 土地利用

(1)土地利用

土地利用

水面

その他の自然地1 その他の自然地2 住宅用地 商業用地(小売業) 商業用地(その他) 工業用地 公益施設用地 道路用地 交通施設用地 公共空地1 公共空地2

その他の公的施設用地 その他の空地 未利用宅地 農林漁業施設用地

都市計画区域

用途地域

- 土地利用状況は、山林が 11.5%を占めており、畑(5.8%)、田(2.8%)などを合わせると、 全体の35.1%が自然的土地利用となっています。
- ・住宅用地は 11.5%となっており、商業用地は 3.7%、工業用地は 0.8%となっています。
- その他の公共施設用地には航空自衛隊芦屋基地が含まれるため、割合が高くなっています。

	表 土地利用別現況							
分類	用途地域内 (ha)	用途地域外 (ha)	合計 (ha)	割合				
田	1.26	31.74	32.99	2.8%				
畑	10.00	57.81	67.82	5.8%				
山林	31.69	101.21	132.90	11.5%				
水面	1.91	84.35	86.27	7.4%				
その他の自然地	12.90	74.81	87.71	7.6%				
自然的土地利用 計	57.77	349.92	407.68	35.1%				
住宅用地	112.26	20.93	133.19	11.5%				
商業用地	7.56	34.95	42.51	3.7%				
工業用地	5.93	3.34	9.27	0.8%				
公共施設用地	30.94	6.27	37.22	3.2%				
公共空地	18.31	22.70	41.01	3.5%				
道路用地	51.19	38.60	89.80	7.7%				
交通施設用地	0.05	12.70	12.75	1.1%				
その他の公的施設用地	65.88	280.35	346.23	29.8%				
その他の空地	17.40	19.95	37.35	3.2%				
農林漁業施設用地	1.70	1.28	2.98	0.3%				
都市的土地利用 計	311.23	441.08	752.32	64.9%				
合計	369.00	791.00	1,160.00	100.0%				
資料: H28(2016)都市計画基礎調査 ※割合については、四捨五入して表記しているため合計が 100%にならない場合がある。								

資料: H28 (2016) 都市計画基礎調査 図 土地利用現況図

(2) 用途地域内の土地利用

・用途地域内の用途区分の割合は、第1種住居地域が31.2%ともっとも高く、次いで第1種低層 住居専用地域が29.8%、準工業地域13.3%となっています。

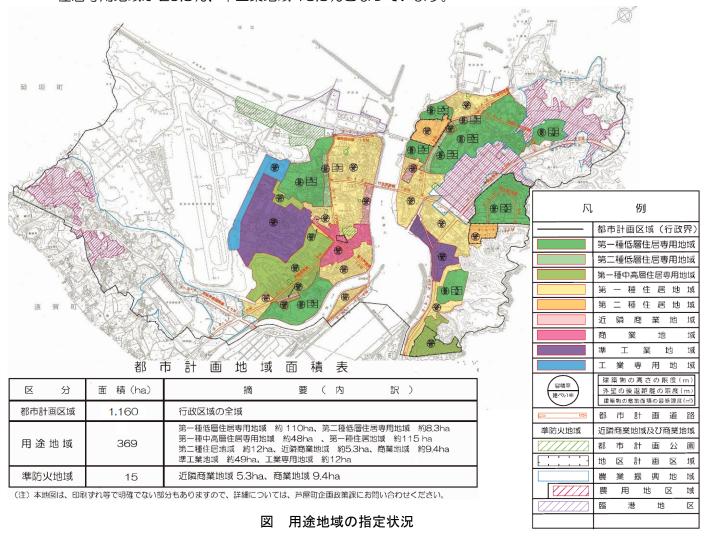


表 用途区分の内訳

	面積(ha)	割合	内容
用途地域指定区域 計	368.6	100.0%	
第1種低層住居専用地域	110.0	29.8%	低層住宅の良好な環境を守るための地域です。
第2種低層住居専用地域	8.3	2.3%	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。
第1種中高層住居専用地域	48.0	13.0%	中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。
第1種住居地域	115.0	31.2%	住居の環境を守るための地域です。3,000平方メートルまでの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
第2種住居地域	12.0	3.3%	主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、ぱちんこ屋、カラオケボックスなどは建てられます。
近隣商業地域	5.3	1.4%	近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の 増進を図る地域です。
商業地域	9.0	2.4%	銀行、飲食店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を 図る地域です。
準工業地域	49.0	13.3%	主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務 の利便を図る地域です。
工業専用地域	12.0	3.3%	専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。

資料:H27(2015)都市計画現況調査

[※]割合については、四捨五入して表記しているため合計が100%にならない場合がある。

(3) 地区計画の指定状況

- ・地区計画は、それぞれの地域にふさわしい特徴をもった都市づくりを行うために設けられた制度であり、芦屋町では、地区計画として5地区を指定しています。
- ・具体的には、良好な居住環境などの保全を図るため、建築物の用途や壁面の位置、高さの制限などを設定しています。

表 地区計画の方針

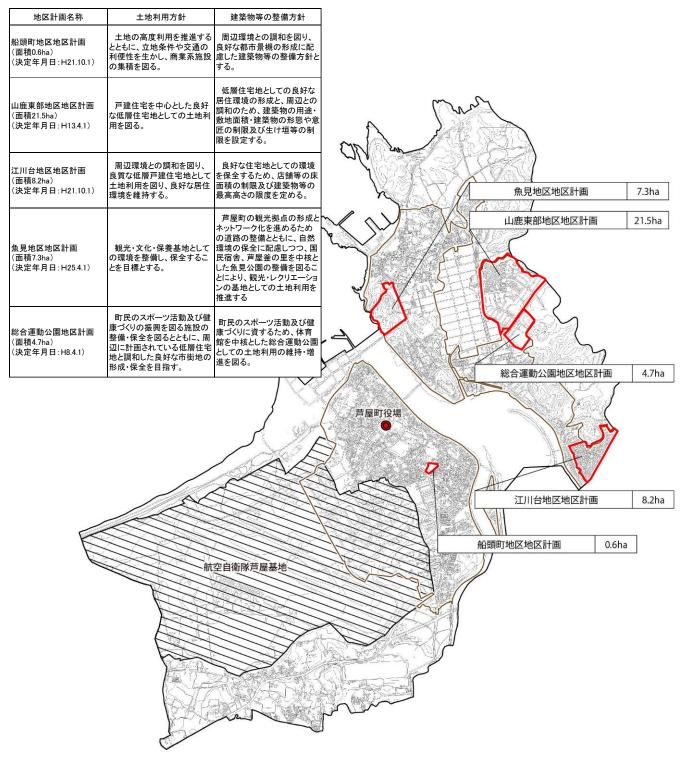
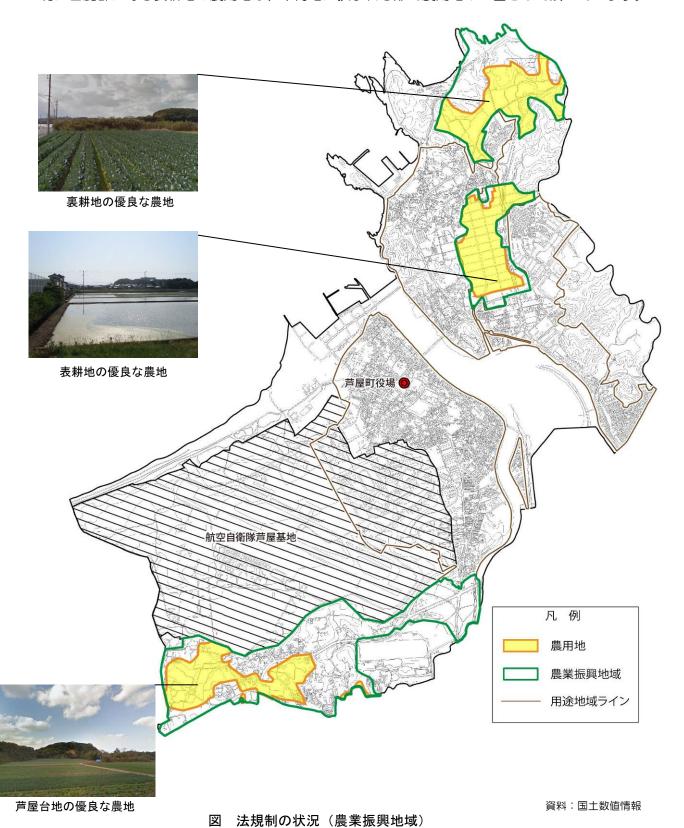


図 地区計画の指定状況

資料:芦屋町資料

(4)農業振興地域

- ・農用地(農用地区域)は、生産性の高い農地など、農業上の利用を確保するため農業以外の土地利用が厳しく制限されています。芦屋町では、山鹿部に2地区、芦屋部に1地区が農用地に指定されています。
- •特に山鹿部にある表耕地の農用地は、市街地に挟まれる形で農用地が一団として残っています。

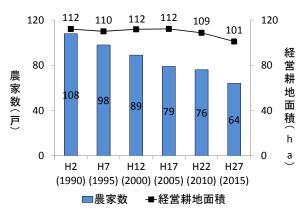


21

4. 産業

(1)農業

- •農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、農家数、経営耕地面積のいずれも減少しています。
- ・平成26年(2014年)の農業算出額(推計)は全体で3.6億円であり、そのうち野菜が3.2億円で全体の9割を占めています。野菜は、青ねぎ、キャベツ、ほうれんそうなどが主に出荷されています。



資料:農林業センサス

図 農家数および経営耕地面積

表 農業産出額

単位:億円、%

	農業産出額 (推計)	割合
合計	3.6	100.0%
耕種計	3.6	100.0%
米	0.2	5.6%
野菜	3.2	88.9%
果実	0.2	5.6%
畜産計	_	_
加工農産物	_	-

資料: 平成 26 年(2014年)市町村別農業産出額(推計) (農林水産省)

※農業産出額の公開は都道府県別までとなっており、市町村については、推計値の公表となっている。(H26(2014)値)

(2)漁業

- ・芦屋町の漁業は、小型漁船による沿岸漁業が主で、沖ノ島・白島周辺を漁場としています。
- ・漁業協同組合としては、遠賀漁業協同組合(芦屋支所、柏原支所)があり、つり漁業、網漁業を 主として、イカ、サワラ、タイなどが多く水揚げされています。
- ・近年は、漁協組合員の高齢化、後継者不足の進行および水揚げ高の減少、魚価の低迷が問題になっています。このため、漁業生産の安定を目的に漁業施設の基盤整備、稚魚放流・種苗放流事業を行っています。
- ・都市との交流、地場産品の販売促進を図るため平成 13 年度(2001 年度)に開設された柏原活 魚センター「海の駅」は、近隣市町村において同様の施設が開業されたこともあり、売上が減少 していましたが、現在は営業努力もあり客数も増えています。

表 读賀漁業協同組合状勢

	我 还 员						
	正会員数		準組	合員	計		
	人数	平均年齢	人数	平均年齢	人数	平均年齢	
芦屋支所	24	59.92歳	9	55.22歳	33	58.64歳	
柏原支所	19	66.47歳	13	65.31歳	32	66.0歳	

(単位:千円)

	イカ釣	一本釣	語智網	さし網	たて網	かご漁	その他	合 計
芦屋支所	31,606	41,148	29,225	119	ı	_	1,935	104,033
柏原支所	14,398	10,537	2,292	3,909	6,835	564	18,567	57,102

H30(2018)3月末現在

(資料:芦屋町)



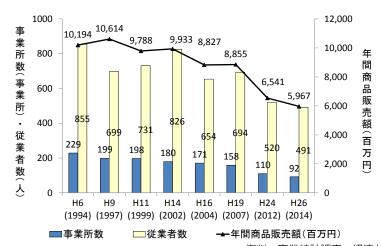
柏原漁港に隣接する 柏原活魚センター「海の駅」



柏原漁港

(3) 商業

・消費需要の低下や後継者不足、町外の幹線道路沿いの大型商業施設の進出などにより、商業は厳 しい状況となっており、事業所数、従業者数、年間商品販売額のいずれも減少傾向となっていま す。特に、平成 19 年(2007 年)から平成 24 年(2012 年)にかけては、減少幅が拡大し ています。



資料:商業統計調査、経済センサス

※平成 20~25 年(2008~2013 年) まで商業統計は行われなかったため、平成 24 年(2012 年) は経済 センサスのデータで置き換えている。

事業所数・従業者数・年間商品販売額



船頭町に誘致したスーパ-



空店舗が目立つ正門通り商店街

(4) 工 業

• 事業所数、従業者数、製造品出荷額のいずれも平成 22 年(2010 年) まで大きく減少傾向とな っていましたが、その後は増加し、近年は横ばいで推移しています。

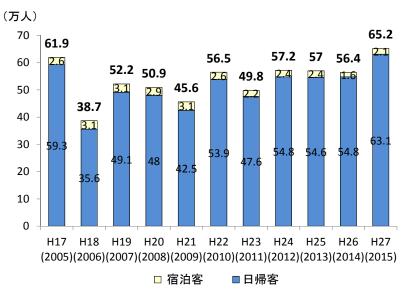


資料:工業統計調査、経済センサス ※平成23年(2011年)は工業統計が行われなかったため、経済センサスのデータで置き換えている。

事業所数・従業者数・製造品出荷額

(5)観光

- ・平成27年(2015年)における町全体の観光入込客数は、年間65.2万人となっています。
- 観光入込客数は、天候やイベント開催数による影響がありますが、概ね 50 万人~60 万人となっています。



資料:福岡県観光入込客推計調査

図 観光入込客数の推移



あしや砂像展





国民宿舎マリンテラスあしや



あしや花火大会

5. 交通体系

(1) 道路

①主要道路の交通量

- ・平成22年(2010年)交通量(平日24時間)は、北九州市境の北九州芦屋線の調査地点において18,534台、国道495号線の北九州芦屋線への分岐点前の調査地点で17,283台と多くなっています。
- 水巻芦屋線についても、北九州芦屋線と同様に北九州市中心部とつながるため、9,216 台と交通量が多くなっています。

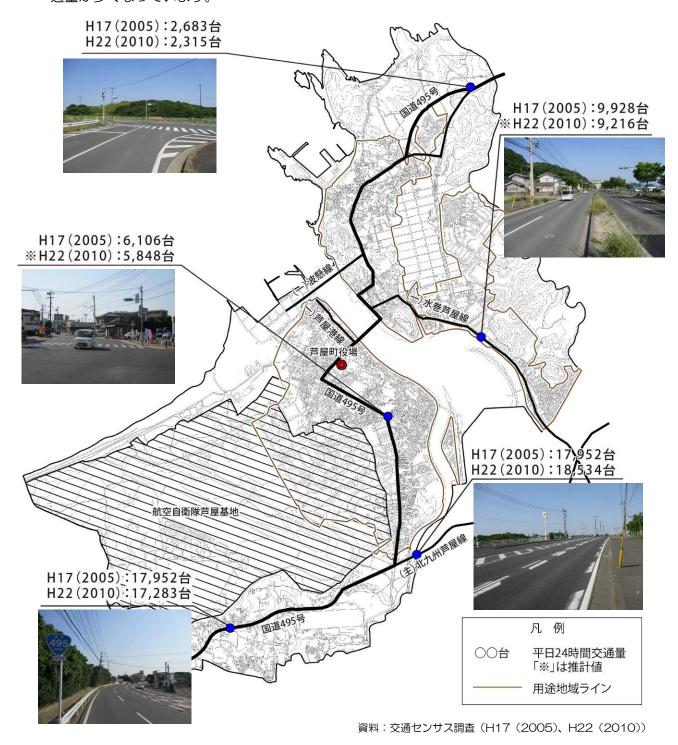
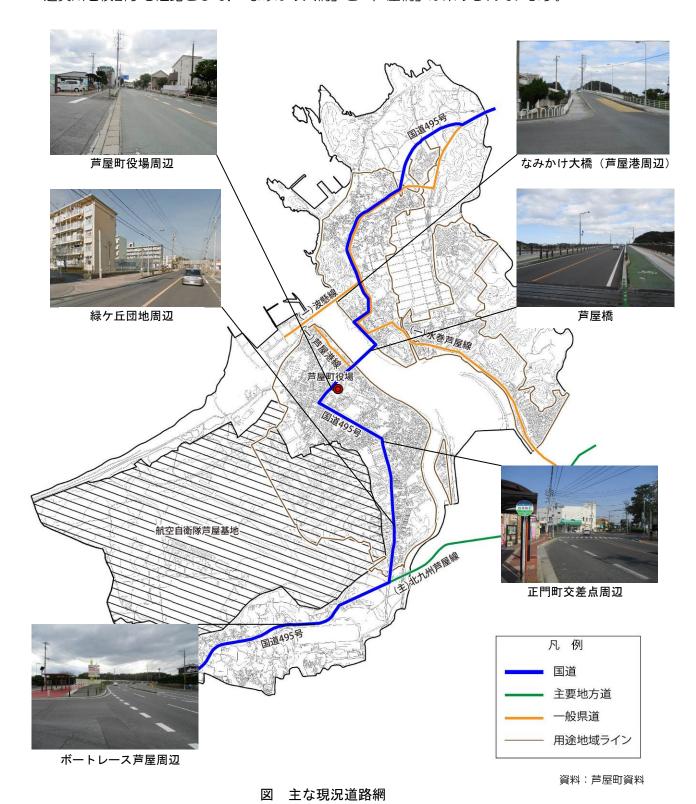


図 主要道路の交通量

②道路現況

- 町内の道路網は南北を縦断する国道 495 号、主要地方道 1 路線、一般県道 2 路線によって構成されています。
- ・平成26年(2014年)3月に町内の道路を利用者に分かりやすく整理するために、福岡県と「町道と国・県道の振替えに関する協定書」を締結し、道路の移管を行っています。
- 遠賀川を横断する陸路として、「なみかけ大橋」と「芦屋橋」が架けられています。



26

③都市計画道路

- ・都市計画道路は、現在、9路線が計画決定しています。
- 平成27年(2015年)現在、計画延長は14.4kmとなっており、このうち改良済延長が12.2km、 概成済延長が1.6kmとなっており、整備率は96.2%となっています。
- 近隣の市町や福岡県全体と比較しても高い整備率となっています。

表 都市計画道路

路線 番号	路線名	決定 年月日	計画決定 延長(m)	整備状況		
3.3.1	芦屋水巻線	S49(1974).6.20	3,410	整備済		
3.3.2	若松芦屋福間線	S50(1975).11.24	1,150	整備済		
3.4.1	芦屋遠賀線	S49(1974).6.20	2,800	整備中(整備率 80%)		
3.4.2	竹並芦屋線	S49(1974).6.20	2,150	整備済		
3.4.3	幸町西浜線	S49(1974).6.20	470	未着手		
3.4.4	正津ヶ浜山鹿線	S49(1974).6.20	1,824	整備済		
3.4.5	田屋柏原線	S49(1974).6.20	370	未着手		
3.5.1	直方芦屋線	S49(1974).6.20	1,440	整備中(整備率 51%)		
3.5.2	惣ヶ瀬1号線	H8(1996).4.5	772	整備済		
次心:100(0016)郑末县而甘琳钿木						

資料:H28(2016)都市計画基礎調査

表 都市計画道路整備状況(県・周辺との比較)

計画延長 改良済延長│概成済延長 整備率 全国 72,521.4 46,112.0 7,629.8 74.1% 福岡県 2,696.6 1,709.4 276.2 73.6% 500.3 北九州市 672.7 23.0 77.8% 水巻町 24.5 4.0 13.7 72.4% 4.2 岡垣町 18.0 11.7 88.2% 8.2 遠賀町 22.0 11.1 87.7% 芦屋町 14.4 12.2 1.6 96.2%

> 資料: H27 (2015) 都市計画現況調査 ※芦屋町の数値は「H27 (2015) 芦屋町都市計画道路

(県・周辺との比較)
(単位:km, %)
表 概成済延長 整備率
0 7,629 74.1%
4 276.2 73.6%
3 23.0 77.8%
7 4.0 72.4%
7 4.2 88.2%
1 8.2 87.7%
2 1.6 96.2%
H-27 (2015) 3.31 現在(2015) 都市計画境別
(2015) 都市計画道路
(2015) 萨屋町都市計画道路

 八 例

 都市計画道路(整備済)

 都市計画道路(整備中)

 都市計画道路(未着手)

 用途地域ライン

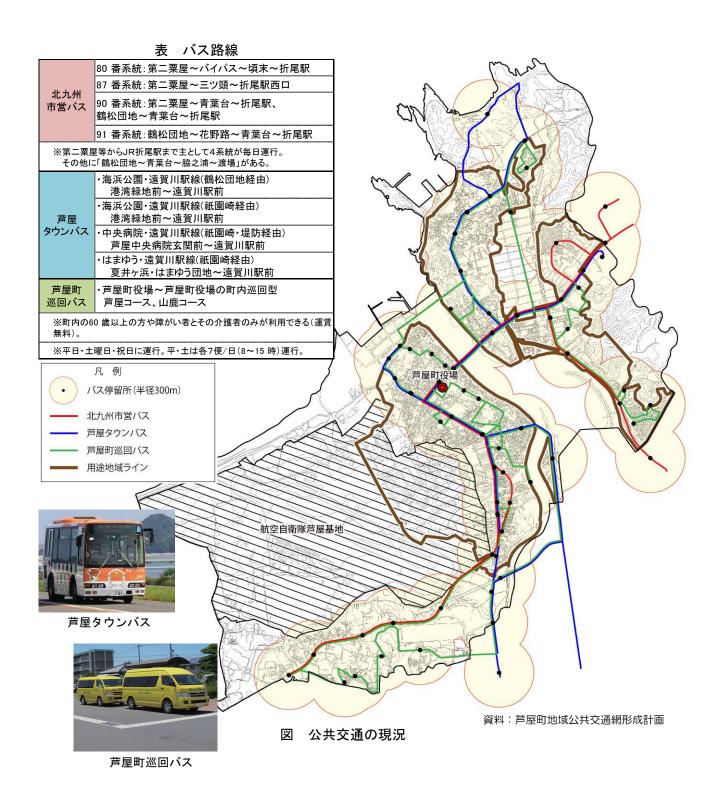
整備状況一覧」より

資料: H28(2016)都市計画基礎調查

図 都市計画道路の整備状況

(2)公共交通

- ・町内を運行するバスとして、北九州市営バス、芦屋タウンバス、芦屋町巡回バスがあり、住民の日常生活における貴重な移動手段となっています。
- ・北九州市営バスはJR折尾駅を、芦屋タウンバスは最寄りのJR遠賀川駅をそれぞれ発着拠点と して運行しています。
- 芦屋町巡回バスは、60 歳以上や障がい者とその介添者の方が無料で利用できるバスとして運行しています。



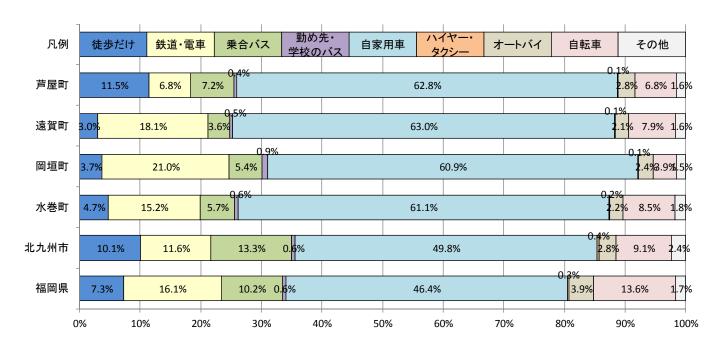
(3) 利用交通手段(通勤通学)

- ・利用交通手段は、自家用車利用が町全体で 62.8%の利用率となっており、自動車依存の交通手段となっています。これは、隣接する遠賀町、岡垣町、水巻町も同様となっています。
- ・鉄道の利用は 6.8%と他市町に比べ低くなっていますが、これは町域内に鉄道駅がないことが理由であることが考えられます。

注:「利用交通手段」とは、2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計したもの。

表 利用交通手段の分担率 (通勤通学)

	徒歩だけ	鉄道•電車	乗合バス	勤め先・ 学校のバス	自家用車	ハイヤー・タクシー	オートバイ	自転車	その他
芦屋町	11.5%	6.8%	7.2%	0.4%	62.8%	0.1%	2.8%	6.8%	1.6%
遠賀町	3.0%	18.1%	3.6%	0.5%	63.0%	0.1%	2.1%	7.9%	1.6%
岡垣町	3.7%	21.0%	5.4%	0.9%	60.9%	0.1%	2.4%	3.9%	1.5%
水巻町	4.7%	15.2%	5.7%	0.6%	61.1%	0.2%	2.2%	8.5%	1.8%
北九州市	10.1%	11.6%	13.3%	0.6%	49.8%	0.4%	2.8%	9.1%	2.4%
福岡県	7.3%	16.1%	10.2%	0.6%	46.4%	0.3%	3.9%	13.6%	1.7%



資料: H22 (2010) 国勢調査

図 利用交通手段の分担率 (通勤通学)

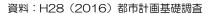
6. 都市環境

(1)公園

- 都市計画公園(都市計画決定)は、総合公園1箇所、近隣公園1箇所、街区公園12箇所となっています。
- 都市計画区域人口(=行政人口) 一人あたりの計画面積は 11.4 ㎡となっており、県 隣接市町 に比べ高くなっています。

表 都市計画公園(都市計画決定)

名称	種別	計画決定 年月日	面積(ha)
中央公園	近隣	S43(1968).9.12	1.05
幸町公園	街区	S49(1974).7.25	0.26
正門町公園	街区	S49(1974).12.4	0.10
正津ヶ浜公園	街区	S50(1975).9.26	0.12
山鹿公園	街区	S50(1975).9.26	0.11
高浜町公園	街区	S52(1977).8.16	0.11
緑ヶ丘公園	街区	S52(1977).8.16	0.11
中ノ浜公園	街区	S52(1977).8.16	0.06
三軒屋公園	街区	S52(1977).8.16	0.09
柏原公園	街区	S53(1978).12.9	0.10
白浜公園	街区	S53(1978).12.9	0.10
芦屋海浜公園	総合	S58(1983).3.12	11.14
元町公園	街区	H1(1989).10.2	0.36
江川台中央公園	街区	_	0.18





芦屋海浜公園



中央公園

表 都市計画公園(都市計画決定)の人ロー人あたり計画面積

	都市計画区域 人口(千人)	計画面積 (ha)	人口1人あたり 計画面積(㎡/人)
全国	120,103.2	111464.0	9.3
福岡県	4892.9	4201.0	8.6
北九州市	971.8	1297.9	13.4
水巻町	29.2	12.5	4.3
岡垣町	32.4	4.2	1.3
遠賀町	19.5	13.9	7.1
芦屋町	14.7	16.7	11.4

※芦屋町は都市計画区域=行政区域

H27 (2015) 3.31 現在

資料:H27(2015)都市計画現況調査

(2)上•下水道

- 上水道の普及率は平成28年(2016年)3月末現在で、97.2%となっており、福岡県(92.9%)を上回っています。
- 下水道の普及率は平成 28 年(2016 年) 3 月末現在で、99.9%となっており、福岡県平均(80.4%)を大きく上回っています。

表 上水道普及状況

行政人口 经水人口

表 下水道普及状況 行政人口 処理人口 整備面積 普及率 (人) (人) (ha) 5,111,879 4,109,587 福岡県 68,050 80.4% 966,938 965,113 16,325 99.8% 北九州市 23,740 水巻町 29,054 467 81.7% 岡垣町 32,275 28,502 699 88.3% 11,907 遠賀町 19,391 303 61.4% 芦屋町 14,321 14,309 524 99.9%

	(人)	(人)	普及率
福岡県	5,095,501	4,732,185	92.9%
北九州市	956,561	952,346	99.6%
水巻町	28,855	28,855	100.0%
岡垣町	31,512	30,851	97.9%
遠賀町	18,797	18,756	99.8%
芦屋町	13,954	13,557	97.2%
		H28 (2016) .	3.31 現在

H28 (2016) .3.31 現在 資料:福岡県の水道 H28 (2016) .3.31 現在 資料:福岡県の下水道

7. 景観

芦屋町の景観資源としては、海岸線や優良農地、丘陵地などの自然景観があげられます。







優良農地



洞山

1-2 都市づくりの主要課題

人口減少や少子高齢化の進展により、芦屋町の高齢化率は平成72年(2060年)には39.9%と2.5人に一人が高齢者になることが予測されています。

こうした少子高齢化社会に対応するため、人や環境に配慮するとともに、公共施設の適正な維持管理、最適配置を推進し、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めていくことが求められています。また、今後の人口減少社会を見据え、豊かな自然環境と調和した魅力ある居住環境を維持・改善し、定住人口や交流人口を確保していく必要があります。

このような、町を取り巻く状況の変化、上位計画による位置づけ、住民アンケートなどの意見を踏まえた都市づくりの主要課題を次のように整理します。

1. 土地利用に関する課題

◆都市施設の整備と移住定住の推進

幹線道路の沿道などの拠点となる地域を中心として、適正な土地利用の規制や誘導を図り、都市施設の整備を進めていく必要があります。

また、今後の人口減少に対応するため、公共施設の最適配置や、空家・空地の有効活用、居住環境の改善により、移住定住の推進に努めていく必要があります。

◆周辺の優良農地や自然環境と調和した良好な居住環境づくり

用途地域外では、農地や丘陵地が宅地化されたことにより、人口の増加がみられます。このため、 用途地域外における宅地化を防止するとともに、必要に応じた用途地域の見直しを行い、周辺の優 良農地や自然環境と調和した良好な居住環境づくりを進めていく必要があります。



芦屋町全景 (中央が遠賀川)

2. 都市環境・自然環境に関する課題

◆環境負荷が少なく安全安心に暮らせる生活環境づくり

海岸や優良農地、景勝地などの豊かな水辺環境や緑を住民共有の財産として引き継ぎ、水や緑と 親しみながら、暮らし続けられる環境負荷の少ない生活環境づくりが求められています。

また、大規模災害を想定した防災体制の強化、街路灯の整備による防犯の強化など、安全安心への住民意識の高まりに配慮した取り組みを進めていく必要があります。

3. 交通体系に関する課題(道路・公共交通)

◆交通網の整備促進と身近な生活道路の維持改善

芦屋町の道路網は、国道・県道・町道・都市計画道路により、周辺都市や遠賀川東西の連絡に機能しています。今後は、幹線道路などの整備や充実による交通ネットワークの強化とともに、高齢者などの交通弱者の移動支援や環境負荷の軽減などを念頭に置き、公共交通機関の路線や便数の確保など、町内外を含めた連携を促進する必要があります。

また、安全安心な道路・交通環境づくりのために、歩行者・自転車空間の整備などによる生活道路の維持改善が求められています。

4. 景観に関する課題

◆景観の保全と活用

芦屋町は、海岸線や優良農地、丘陵地などの恵まれた自然景観を有しています。これらは住民共有の愛着と誇りがもてる景観資源として保全と活用を図っていく必要があります。





